

小学校における放課後の校庭開放事業について

～放課後の居場所として校庭で遊ぶことができます～

千葉市では、すべての小学校において、子どもたちの安心・安全な遊び場として、各校の実情に応じたルールの下で、放課後の校庭開放を実施しています。

この事業は、学校の教職員が利用者を管理・監督するものではなく、公園に遊びに行くのと同様、行き帰りも含め、利用者自身が安全の確保や、トラブルの未然防止に留意しながら遊ぶものです。ルールやマナーを守り、利用者全員が気持ちよく校庭を利用できるようにしましょう。

開放する日時

- (1) 開放日 原則として平日（月～金）
- (2) 開放時間 放課後の時間（授業終了後から学校が定める時刻まで）

※平日の開放日は学校により異なります。

※土日祝・長期休業期間などの学校休業日は原則として実施しておりません。

なお、学校休業日においては、学校体育施設開放運営委員会による校庭の自由開放事業（月3回）が実施されております。

利用対象者

原則として、利用する小学校に在籍する児童とその保護者等（同伴幼児を含む）

お願い（校庭利用のルール）

- ・児童は一度帰宅してから利用するようにしてください。
- ・利用中の事故や利用者同士のトラブルは、学校および教育委員会では責任を負いかねます。お子様のけがなどがご心配な場合は、保護者等が付き添うなどの対応をご検討ください。
- ・原則として、保健室の利用はできません。利用中のけがの対応は、ご家庭でお願いします。また、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象とはなりません。
- ・授業や学校行事等の支障にならないように利用してください。学校教育に支障が生じる場合には、学校の判断により利用場所の制限や利用のお断りをする場合があります。
- ・雨天時等で校庭の状態が悪い場合は、運動場内に立ち入らないでください。
- ・子どもルーム、アフタースクール等の団体も校庭を利用しています。利用する時には、他の利用者との譲り合い、安全に利用できるようにしましょう。
- ・他の利用者や近隣の方に迷惑や危険が及ぶ恐れがある行為は禁止します。
- ・校舎や体育館等、建物内に無断で立ち入ることはできません。
- ・学校の施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに学校に連絡してください。
- ・学校敷地内の飲食（水分補給を除く）はできません。
- ・その他、各学校が定めるルールに従って利用してください。

校庭開放の詳しい実施内容やルールは学校ごとに決められていますので、学校だよりなど、学校からのお知らせをご確認ください。

【本事業に関するお問い合わせ先】

千葉市教育委員会
生涯学習振興課 放課後子ども対策班
TEL 043(245)5957